

平成29年9月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年9月12日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時11分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について
- 議案第14号 平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第15号 平成29年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第16号 平成29年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第17号 平成29年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第18号 西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事の請負契約について
- 議案第20号 徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について（資料②）
- 報告第1号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第3号 平成28年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第5号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 渇水の状況について
- 早明浦ダム再生事業について

瀬尾県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず平成29年度9月補正一般会計・特別会計予算として歳入歳出予算でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、請負契約、指定管理者の指定、継続費精算報告書、資金不足比率の報告及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり今回、県土整備部合計で1億6,100万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており595億172万7,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、2ページをお開きください。

特別会計につきましては今回補正はございません。

続いて、3ページから5ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

3ページを御覧ください。

河川整備課でございます。

災害発生を未然に防止するため、河川機能の確保に要する経費など1億2,150万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

砂防防災課でございます。

砂防えん堤等に堆積した流木の除去に要する経費など3,150万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

次世代交通課でございます。

徳島阿波おどり空港に就航する国際線の利用促進に要する経費として800万円の増額をお願いしております。

次に、6ページをお開きください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、不動産特定共同事業法の一部が改正されたことに伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を定めるものでございます。

次にイ、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例案につきましては水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

7ページを御覧ください。

（2）受益市町村負担金でございます。

このページから13ページにかけては、事業の実施を予定しております市町村ごとに事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

まず7ページ及び8ページは、道路局部改良事業など道路整備課が所管する事業でございます。

9ページを御覧ください。

公共街路事業など都市計画課が所管する事業でございます。

次に10ページをお開きください。

水・環境課が所管する旧吉野川流域下水道建設事業でございます。

次に11ページ及び12ページは、県単独砂防事業など砂防防災課が所管する事業でございます。

13ページを御覧ください。

港湾改修事業など運輸政策課が所管する事業でございます。

これらの事業につきましては地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

14ページをお開きください。

（3）請負契約でございます。

アの西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事に係る請負契約につきましては、一般競争入札により資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

15ページを御覧ください。

（4）指定管理者の指定についてでございます。

徳島県立航空旅客取扱施設の管理を委ねる指定管理者の選定を行った結果、徳島空港ビル株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定の期間は、平成30年1月1日から平成34年3月31日までの4年3か月となっております。

なお、選定結果等につきましては資料を提出しておりますので御参照ください。

16ページをお開きください。

（5）継続費精算報告書についてでございます。

平成25年度から平成28年度にかけて継続費を設定いたしました、出合大橋上部工架設事業につきまして平成29年2月定例会において、お認めいただきました変更額のとおり精算したことを報告するものでございます。

次に17ページを御覧ください。

（6）平成28年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、県土整備部が所管いたしております、流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の二つの事業会計につきまして平成28年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。

表の資金不足比率の欄にバーで記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

18ページをお開きください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、次の19ページに記載しております資金不足比率審査意見書の第3、審査の意見欄にございましてとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めいただいております。

20ページをお開きください。

（7）専決処分の報告についてでございます。

このページから21ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る

専決処分 の 報告について記載しております。

徳島市地内の県道新浜勝浦線などで発生しました道路事故17件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際2点御報告させていただきます。

1点目は、渇水の状況についてでございます。

配付資料はございません。

吉野川水系におきましては、8月以降少雨の影響を受け、早明浦ダムの貯水率が徐々に低下したことから、去る9月8日より徳島用水の供給量を新規用水35%、未利用水100%削減する第2次取水制限が行われております。

また、吉野川水系水利用連絡協議会が昨日開かれまして、渇水の状況が進行した場合に備え、貯水率が30%程度になった時点より、新規用水50%、未利用水100%削減する第3次取水制限の実施が決定されたところでございます。

本日0時現在の貯水率は40.5%となっており、今後、降雨の状況によりましては渇水の状況が更に深刻化・長期化することも懸念されますが、関係機関と密接な連携を図りつつ適宜、的確な対策を講じることにより被害を最小限にとどめるよう、しっかりと取り組んでまいります。

2点目は、早明浦ダム再生事業についてでございます。

これも配付資料はございません。

去る8月29日、国土交通省から平成30年度概算要求が公表され、早明浦ダム再生事業が新規事業箇所に盛り込まれました。

この再生事業は、容量振替及び予備放流方式の導入によりまして現況の洪水調節容量を9,000万立方メートルから1億700万立方メートルに増大させるとともに、放流設備を増設し吉野川の治水機能の向上を図るものであり、これまで国に対し、繰り返し求めてきた治水対策を最優先とする考え方が反映された事業内容となっております。

今後は、国はもとより、事業主体となる独立行政法人水資源機構との連携のもと、吉野川流域の安全・安心に資する早明浦ダム再生事業の平成30年度の新規事業化の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

何点かお尋ねをしたいと思っております。まず3ページなんですけど、河川海岸維持修繕費で災害発生を未然に防止する上で必要となる河川機能の確保等に要する経費の補正ということで、今回ある程度の金額が補正されているんですけども、この箇所数とどういう内容で

維持修繕がされるのかお尋ねいたします。

久米河川整備課長

河川整備課で計上させていただいております9月補正予算の内容についての御質問でございますが、本年7月九州北部豪雨があり多数の土砂災害の発生ですとか、河川の氾濫、また37名もの尊い命が亡くなったという甚大な被害が発生したところでございます。

被災後、本県から派遣されましたTEC-徳島などの調査結果によりますと、一つの特徴といたしまして大量の土砂や流木が河川に流れ込んだことによる被害の拡大。それから小学校や社会福祉施設など、いわゆる要配慮者利用施設といったところが被災しているという特徴があり、リスク情報等の共有によって確実な避難を確保すること、それから流域一帯となった対策の推進、こういうのが重要であるという報告がなされたところでございます。

こういったことを踏まえまして、今回の補正予算ではソフト・ハード両面から河川の対策をしていきたいと考えておりまして、まずソフト対策といたしまして要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援していきたいと考えております。

本年6月、水防法が改正されまして要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施、これが義務化となったところでございます。

本県におきましては法律が改正される前の昨年12月から、国や気象台などとも連携いたしまして要配慮者施設の管理者向けの説明会の開催ですとか、避難計画作成の手引、また相談窓口の設置など避難計画作成の支援に努めてきたところでございます。

このような中、先ほど申し上げました九州北部の災害で要配慮者利用施設が被災したということで、逃げ遅れゼロということを目指し、既に計画を作成している施設をモデル施設として抽出いたしまして、そこが実際に行います避難訓練を支援していく。その際、学識経験者の知見なども加えまして、避難計画の実効性の確保を図ってまいりますとともに、その結果を踏まえまして訓練マニュアルや手引の改定等を行って、それを県下に普及させていく。こういうことで避難計画作成の支援を行ってまいりたいと考えております。

またハード対策といたしまして治山事業や砂防事業によります、流木対策とあわせまして河川内の樹木の潜在的な危険性を除去していきたいと考えております。

九州北部豪雨を受けまして県内の河川、水防上の危険性の高い重要水防区域、こんなところを中心に県内河川の流木、繁茂しております樹木などの緊急点検を行いました。その結果に基づきまして、河川内樹木による被害が懸念される箇所、下流に緊急輸送道路や鉄道などの橋りょうがあり川の中の木が流出いたしますと早期復旧などへの影響が大きい箇所、こういったところを抽出いたしまして河川内の樹木伐採や根株処理と合わせた堆積土砂の撤去、こういったところに努めまして流下能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

先ほど御説明がありました避難計画につきましては約300万円の予算ということですので、あとほとんどがもう維持補修で河川の木を切っていただいたりとかそういうところに充てられるということなんですが、私がお聞きしたのは、どこの川でどれだけされるのか

ということなんですけど具体的に決まってるんでしょうか。

久米河川整備課長

先ほども申し上げましたけれども、緊急点検の結果に基づきまして緊急性いわゆる今の繁茂の状況ですとか、あと重要性、下流に鉄道や緊急輸送道路の橋りょうがあるといったところ、あるいはそこであふれたときの背後地の影響の度合い、こういったものを総合的に勘案いたしまして河道内の樹木で例えば上流から流れてきた流木が集積され、それによって河道が閉塞して、いっ水による被害が懸念されるような箇所。

また、鉄道橋などの橋りょうが下流にあってその川の中の木自身が流れたときに橋りょうに影響を与えて早期復旧等への影響が懸念される箇所、こういったところを中心に対策を行ってまいりたいと考えております。

県内で宍喰川など20河川程度を実施したいと考えております。

達田委員

以前から、このことにつきましては各地、各議員から要望も出されていると思うんですが、土砂が川に堆積をしてそして大きな木がどんどん生えて、ジャングルのようになっているという所がもういっぱいあるわけなんです。ですから、災害対策というのであれば、やっぱりいろんな所のそういう要望に応えられるだけの予算を付けていくというのが必要だと思うんですが、この事業を継続して早急にやっていただきたい。いろいろな所で要望が出てくると思うんですが、木と言っても昔はグミの木ぐらいだったのが、どんどん大木が生えてヤナギ系ですかね、大きな木でもう鳥の住み家になってるっていうような、そういう所がたくさんございますので、対策を各地で講じていただけるような予算付けを是非お願いしておきたいと思います。

それから、次に5ページなんですけど地方創生の深化のための支援費ということで「とくしま×香港」スタートダッシュ・プロジェクトということで香港からの定期便が計画されているということなんですけど、具体的にどこまで実現されてきたのか、その点をお尋ねいたします。

佐藤次世代交通課長

香港から徳島阿波おどり空港への国際線の就航につきましては6月議会でも知事から答弁いたしておりますとおり、香港航空から徳島県への定期便就航の意向というものが表明されたというところでございます。

現在、香港航空におきまして徳島県へ就航するために必要な手続、例えば香港空港を発着するために必要な発着枠の確保など取り組んでいただいているというところでございまして、徳島県就航に向けて鋭意調整を進めていただいているという状況でございます。

達田委員

今回800万円という補正で出てるんですけども、それぞれどういうふうなことに幾らずつ使われていくんでしょうか。

佐藤次世代交通課長

今回の9月補正予算でございますけれども、来るべき定期便就航、こうしたものを視野に入れまして、県民の皆様方をはじめ香港から徳島県へお越しいただく皆様など、より多くの方々に利用してもらって国際線の安定した就航へとスタートダッシュを切っていく、こうしたことが必要だと考えております。

そこでまず、香港から徳島県にお越しいただくインバウンド対策として香港の皆様方に徳島県の魅力を知っていただくために、例えば香港の旅行エージェント向けのファミツアー、香港の旅行エージェントの方に徳島県にお越しいただいて徳島県の魅力を知っていただいて現地に戻ってツアーを作っていただくといったファミツアーの実施や、香港現地での徳島セミナー、実際徳島県から関係する事業者が香港に行っていて、徳島県の宣伝をしていただくといったこと。また、受入側となる徳島県の事業者の皆様向けには香港の目線による受入環境整備についてのおもてなし向上セミナー、やはり生活慣習の違いでありますとか食べ物の好みでありますとか、そういったところというのは現地の方がこちらにお越しいただいて教えていただくことが、一番おもてなし向上のために役に立つことではないかと考えております。そうしたセミナーの実施に取り組むことで、この定期便就航に向けて万全の体制で臨んでいきたいと考えております。

また、定期便ということになりますと香港から徳島県に来るというだけではなく、徳島県から香港へ出ていくというアウトバウンド対策、こうしたものも不可欠となってまいります。このため県民の皆様をはじめ、徳島県だけじゃなく徳島県に近接する県の皆様にやはり香港の魅力や香港国際空港の利便性、こうしたものを知っていただくために香港などにおけるメディア向けのファミツアー、これを実施いたしまして各種広報媒体を活用して香港の魅力や香港国際空港の利便性のPRといったものを考えておるところでございます。

こうした取組によりましてインバウンド、アウトバウンド双方から国際線の利用促進に取り組んでまいります。

総額としては予算800万円ということで計上しておりますが、ファミツアーの実施のための費用といったものや現地に向かいます旅費、そうしたものの総額で800万円という状況でございます。

達田委員

今説明がありました現地でのセミナーとかいろいろ言われましたけれども、それぞれ職員が何人行かれて、対象になる方を何人程度集めようとしているのか具体的に決まっているのでしょうか。

佐藤次世代交通課長

今後、現地にお連れいたします事業者の皆様と、詳細について調整し募集をしていくという状況でございます。あと職員もその規模によって、随伴する職員が多少の増減があるかと思っておりますのでそれに応じたかたちで、この予算の範囲内でしっかりと対処してまいりたいと考えております。

達田委員

以前、チャーター便がございました。残念なことに何かの理由で止まってしまったということで、私どもはやっぱり海外からどんどん徳島県へ来ていただくというのを望んでいるわけなんですけど、ふつりと途切れてしまうということになりますと本当に残念なことなんですよね。ですから成功に向けてしっかりと取り組んでいただきたいなというような思いがあるんですが、現実的になかなかこう見えてこないという今の状況ですので、やっぱり県民の皆さんに対してこういうふうなことに取り組んでこういうふうの実現していきますよという道筋をはっきり示していただくというのがすごく大事ではないかと思うんです。その点ですね、こういうことをいつ頃するんですよ、このファミツアーというのがありますけどこういうのをいつ頃やるんですよというような計画というのが示せるんでしょうか。

佐藤次世代交通課長

今議会にこの予算を提案させていただいておまして、お認めいただきますと直ちにとかたちで実施したいというふうに考えております。

それで、ファミツアー等実施するに当たりましては、やはり現地の旅行エージェントでありますとか徳島県からのアウトバウンド向けのメディアファミツアーということになると、こちら側のメディアの方の調整等もしていかなければいけないというところがございますので、我々としては徳島県内の気運を高めていく、あるいは香港での徳島県の露出を高めていくとかたちで一日も早い事業の実施に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

達田委員

できるだけ早く、何かかたちが見えるようにしていただきたいという要望しておきたいと思えます。

もう一点ですね、空港に関しまして報告が出ておりますのでお尋ねしたいんですが、徳島空港ビル株式会社を指定管理候補者にするということなんですけど、今まで指定管理といいますと何社か応募してそしてそこから選ぶというようなかたち、それから金額の面で年間あるいは3年間でこれだけですよというような金額が示されてというようなかたちがあったわけなんですけれども、今回この指定管理に関しましては管理できるということで、徳島空港ビル株式会社が唯一の団体なんだともう決められていくわけですが、この事情といいますか他の指定管理とはちょっと違うなと違和感もあるんですがどういう事情があるのか御説明いただけたらと思えます。

佐藤次世代交通課長

徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理の件でございます。この徳島県立航空旅客取扱施設につきましては徳島県の公の施設でありますとともに、公の施設として地方自治法の指定管理者制度としたものの活用に加えまして空港法の縛りを受けるという施設でございます。

この空港法の中では、空港のそういう施設の管理ができるというのは空港機能施設事業

者の指定を受けているということが求められております。この徳島空港で現在空港法に定める指定空港機能施設事業者として指定を受けておるのが、実質この徳島空港ビル株式会社1者となっておりますということでございまして、こうした関係から公募になじまないということで、今回徳島空港ビル株式会社単独での指定の選定となっておりますということでございます。

達田委員

つまり今、御説明いただいたように今まであった既存ビルというのは、この徳島空港ビル株式会社のビルですよと、増築したのは県ですよということで、言うたら持ち主が違うので指定管理者になっていただく必要があるということで選定しているわけですよ。しかし、だからといって県民にこう見えないかたちで指定管理の業務が行われるということではちょっといけないと思います。今までのいろいろな他の指定管理の場合は、年間幾らでと金額的にも示されておりましたね。この指定管理の場合は年間幾らあるいはこの3年間で幾らというような金額的にあるんでしょうか。そしてその報告というのが、きちんとされるのかどうか、業務の報告、財政の報告というのが県に対してあるいは議会に対しても見えるかたちであるのかどうかその点伺います。

佐藤次世代交通課長

今回のこの施設につきましては指定管理者が航空会社等からの収入を直接収受することができる利用料金制度を採用することとしております。

その結果、県からの徳島空港ビル株式会社への委託料と申しましょうか、それは0円となっておりますのでございます。今回幾らぐらいで管理できるのかというところでございますけれども、徳島空港ビル株式会社の提案でございますが、平成29年度につきましては1月以降の3か月ということになっておりますので平成30年度以降は年間で週3往復程度定期便が就航するのではないかとすることを前提として年間3,200万円程度の収支ということで提案が出されておるというところでございます。

これは結果的に議会のほうに報告はされるのかという点でございますけれども、この徳島空港ビル株式会社は、いわゆる第3セクターという会社でございますので毎年度、議会のほうには決算の状況につきまして報告をするという状況になってございます。

達田委員

指定管理料を0円とするということなんですけれども、徳島空港ビル株式会社そして県のビルというふうに分かれて、そしてそれぞれ幾らかかったかというのも大変難しいかなと思うんですが、やはり指定管理をしていただいている分についてはどれだけの経費がかかってどれだけの人数の方がちゃんと管理をされてるのかとかそういうことが見えるかたちでやっぱり出していただきたいなというふうに思うわけですが、その点はきちんとできるということなんです、はい、終わります。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時41分）